

経過措置移行品目のお知らせ

謹啓 時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素は弊社製品に格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて既に販売中止のご案内をさせていただきました下記品目につきましては、令和8年3月5日付厚生労働省告示第68号にて、令和8年4月1日より経過措置品目へ移行しますので、謹んでお知らせ申し上げます。

尚、経過措置期間は令和9年3月31日をもちまして満了いたします。

今後とも引き続き弊社製品にご愛顧を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

謹白

記

◆ 経過措置移行品目

販売名	規格・単位
アムロジン [®] 錠 10mg	10mg 1錠
アロプリノール錠 50mg「DSP」※	50mg 1錠
ガスモチン [®] 散 1%	1% 1g
セディール [®] 錠 20mg	20mg 1錠
ピロニック [®] 錠 100mg	100mg 1錠

※統一名収載品目のため官報告示はありません。

◆ 経過措置期間満了日

令和9年3月31日（令和9年4月1日以降は保険請求ができません）

以上